◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３６６号（H28. 9. 2）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝４件（８月２６日～９月１日分）
（１）乗合バスの衝突事故
（２）貸切バスの死傷事故
（３）法人タクシーの衝突事故
（４）大型トラックの追突事故
２．貸切バスの安心・安全な運行のため、制度改正をします－道路運送車両の保安基準・旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正について－【新着情報】
３．貸切バスの運賃・料金に関する「通報窓口」の設置について【新着情報】
４．旅行業協会とバス協会による「安全運行パートナーシップ宣言」の発出について【新着情報】
５．「自動車点検整備推進運動」の強化月間が始まります。＜点検・整備ではじめよう　安心クルマ生活＞【新着情報】
６．いすゞ自動車（株）製の大型観光バスについてショックアブソーバー腐食に関する無料点検を速やかに受けてください
７．「第１１回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」開催のご案内
８．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
９．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください

◇◇◇

この事故により、歩行者が死亡した。

（３）法人タクシーの衝突事故
８月２７日（土）午前７時４５分頃、兵庫県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せ運行中、交差する道路から交差点に進入してきた軽自動車と衝突した。
はずみで法人タクシーが歩道にいた歩行者の列に突っ込み、歩行者をはねた。
この事故により、歩行者７名と法人タクシーの乗客２名、軽自動車の運転者の計１０名が軽傷を負った。
事故当時、軽自動車側が赤信号だった模様。

（４）大型トラックの追突事故
８月２８日（日）午後１０時１３分頃、静岡県の高速道路において、和歌山県に営業所を置く大型トラックが運行中、故障により路肩に停車していたトレーラーに追突し、大型トラックの積荷のドラム缶が路上に散乱、ドラム缶に入っていたオイルの一部が漏洩した。
また、大型トラックの後方を走っていた乗用車４台が散乱したドラム缶に衝突した。
この事故により、大型トラックの運転者が軽傷を負った。
現場の高速道路は、約２０時間にわたり片側車線が通行止めとなった。

上記４件の死傷者数計：死亡１名、重傷１名、軽傷１１名（速報値）

◇◇◇

◇◇◇

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、国土交通省は、関係団体等で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」と協力して『自動車点検整備推進運動』を９月及び１０月を強化月間として展開します。
中古のバスも数多く使用されている中で、バスの火災事故も散見され、また、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などが発生していることから、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発を重点項目のひとつとして取り組みます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000140.html

◇◇◇

ＮＡＳＶＡ（自動車事故対策機構）では、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、平成１８年の運輸安全マネジメント制度の開始以来、毎年、「ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナー」を開催し、多くの皆様からご好評をいただいております。

１１回目を迎える今回は、引き続き、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く周知・浸透させていくことが必要との認識のもと、原点（初心）に立ち返って、利用者の「安心」を得るための運輸事業の「安全」を考える機会としたいと考えております。「特別講演」として、増田一英氏（一般社団法人日本自動車部品工業会ドライブレコーダー部会長）及び井上富紀子氏（ホスピタリティ研究家、ザ・リッツ・カールトンカンパニーLLC公認親善大使）をお招きします。
また、国土交通省からの「基調講演」をはじめ、第１０回セミナーのアンケート結果でご要望の多かった自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を実施させていただきます。

◇◇◇

【８．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】
（配信日：H28.8.5）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年５月２７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕
・トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都葛飾区）
・貸切バスの衝突事故（熊本県阿蘇郡南小国町）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000257.html

◇◇◇

【９．三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください】
（配信日：H28.8.5）

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「ふそう」）は、大・中型バスのうち、独立懸架式構造で概ね製造後10年目以上（製造年が平成19年以前）のバスについて、車両床下部の錆による腐食に関し、同社系列の販売店において無料点検を開始しました。
腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000138.html

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆